今月の相談

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、当面の 間、原則電話のみの相談対応とさせていただきます。

生活相談

生活の中での悩みごと、心配ごとなどの相談 に応じます。

17⊟ 24日 10⊟ 相談日 (水) (zk) (水) (水)

午前9時~正午 閰 ◆時

◆相談受付・問い合わせ先

社会福祉協議会 ☎345



宮城県司法書士会による出張相談会(無料)

- ◆相談日 10日(水)
- 閰 ◆時 午後1時~4時
- ◆相談受付・問い合わせ先 住民生活課 ☎341-8512

消費生活相談

17日 24⊟ 10⊟ 相談日 (水) (水) (水)

閰 午前9時~午後4時 ◆時

◆相談受付・問い合わせ先

住民生活課 ☎341-8512

健康何でも相談

血圧のこと、血糖のこと、こころのことなど、 健康について相談できます。(体成分や血管年 齢の測定もできます。) ◆相 談 日 24日 (

- 24日(水)
- 間所 午後1時30分~3時
- 福祉センター
- ◆問い合わせ先 健康福祉課 ☎345-0253

※個別に対応しますので、事前に必ずご連絡ください。

「新型コロナウイルス感染症に関連した法務大臣メッセージ」

新型コロナウイルス感染症に関連して、感染者や濃 厚接触者、医療従事者に対する誤解や偏見に基づく差 別は決してあってはなりません。

法務大臣メッセージは、YouTube 法務省チャンネ ル (https://youtu.be/RYSOOqCxo-0)をご覧ください。 法務省の人権擁護機関では、新型コロナウイルス感 染症に関連する不当な差別、偏見、いじめ等の被害に 遭った方からの人権相談を受け付けています。

困った時は、一人で悩まず、人権相談窓口までご相談 ください。





◆問い合わせ先 住民生活課 **☎**341-8512

新型コロナウイルスに便乗した悪質商法や詐欺に注意しましょう!

新型コロナウイルス感染症拡大に便乗した消費者トラブルが発生しています。

- トラブル事例 ●10万円の給付金を支払うのでURLにアクセスして申請を行うようにとのメールが届いた。
- ●総務省を名乗って世帯の人数や銀行の□座番号を問い合わせる電話があった。
- ⇒手続きに関して行政・公的機関の職員が、通帳やキャッシュカードを預かったり、電話やメール・SMS で個人情報や暗証 番号を聞き出すことや、メールでの手続きを促すことは絶対ありません。
- ●注文した覚えのないマスクや消毒液などの商品が届き、高額な代金を請求された。(送り付け商法)
- ⇒身に覚えのないマスクなどが届いた場合は、慌てて業者に連絡したり、代金を支払ったりせず、そのまま保管してください。 事前連絡なく届いた商品は受け取った場合でも売買契約は成立していないため、届いた日から14日間が経過すれば自由 に処分して構いません。
- ●保健センターをかたり、マスクや PCR キットを送付するため、家族構成を教えてほしいという不審な電話があった。
- ●行政から委託を受けているという業者から、住居の消毒を勧誘する電話があり、住所や名前などを聞かれた。
- ⇒金銭的な被害はありませんが、個人情報の入手、所在を確認する意図で、詐欺被害につながる恐れがあります。個人情報を 伝えないようにしましょう。
- ●「新型コロナウイルス感染症に効果あり」などの広告に注意
- →感染予防の効果をうたう健康食品や空間除菌剤、マイナスイオン発生器など効果を裏付ける根拠のない商品にも注意しま しょう。
 - 今後、新たな手□が出てくる可能性があります。十分注意してください!

お気軽にご相談ください

平林会館2階第3研修室 (大衡字平林62番地)

のため、 所

※新型コロナウイルス感染症予防※事前予約が必要となります。 午前9時~午後4時 14日日·15日月 中止となる場合があり

▼役場職員

少年保護員

(5月1

▼問い合わせ先 (土日・祝日除く

仙台北稅務署

小川めぐみ

(新任) 日付)

住民生活課 齊藤

異動(5月1日付) 亜紗美

ださい 在で、 確認するために、 を郵送します ♥問い合わせ先 が で、 児童手当は、受給要件の有無を 民生活課☎34 『現況届』の提出が必要と

内容を確認のうえ必ず提出してく の児童手当を受けられなくなり現況届の提出がないと6月以 対象者には6月中旬に「現況届」 お手元に届きましたら、

> 課)☎359-5537 ありがとうございましたご寄付 ウイルス感染症対策支援とし 株式会社TKC様より新型コロ 多額の寄付金をいただきまし

下地区の小川宗寿様より千 ムシーエム様より500枚、 株式会社環境開発公社工 -枚 の 大瓜 能になった時点で、ご相談くださ 告書の作成又は来署することが可 約制で受け付けていますので、

また、

談センターで受け付けています。 する相談や質問は、国税局猶予相 が困難な方からの、 響で、国税を一時に納付すること 新型コロナウイルス感染症の影 納付が困難な方は 0 1 2 0 9 4 5 猶予制度に関 4 3 0

交流であと一歩が踏み出せない

出会いの機会がない。

異性との

を寄贈して

村民の方からも手作

-りマスク

ジカルマスクを

いただい

た

寄付金、

マスクは新型コロナ いただきました。

ーがサポートしますので、おそんなあなたを専門のアドバ

結婚相談所を開設します

8 5 1

用は無料です。)

▼相談日

軽にご利用ください。

(登録・

いただきます

ありがとうございました。

受付時間

午前8時30分~午後5時

お気

ルス感染症予防対策に活用させ

感染症対応国税の新型コロナウイルス

事業者の消費税を期限内に申告で め、電話や税務署の窓口で事前予 確定申告書を受け付けています。 きなかった方は、期限を区切らず 申告相談は混雑緩和を図るた 申告所得税・贈与税・個人 ルス感染症の影

納税のお知らせ 納期限(口座振琴日)6月30日(火)

税目等納期月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
村県民税			1期		2期		3期		4期			
固定資産税		1期		2期		3期		4期				
軽自動車税		全期										
国民健康保険税	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期		
介護保険料	1期		2期		3期		4期		5期	6期		
後期高齢者医療保険料				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期

納期限までに忘れずに納めましょう。□座振替の方は前日までに残高をご確認願います。納期限まで に納付されない場合、督促手数料や延滞金が加算されます。

なお、病気やその他の事情により、納期限までに納付が困難な方の納付相談を随時受け付けています。

◆問い合わせ先 税務課 ☎341-8513

令和2年6月号 No.654

お知らせ

児童手当の現況について

毎年6月

(事務局:大郷町まちづくり

政

策

新型コロナウイ

申告相談が困難な方は

響で、

務している方、 ◆対象者

◆問い合わせ先 黒川地区内に住所がある方や

川地区後継者対策推進協議会 又はそのご家族 勤